							決定区分					U規 2	定)	条例	7 弅	Ę		
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非って	存否応答拒否	1号	2 号	3 号	4 号	5号	6号	7 8 등 등	5 号	非開示理由等	所管局部課 等
1	H29. 6. 27	H29. 7. 7	「職務に関する働きかけについての対応要綱」が定める「対応記録票」のうち、都議会議員及び国会議員からのもの。ただし、平成28年度分。				1										東京都固定資産評価審査委員会において当該公文書を作成及び取得しておらず、存在しないため。	東京都固定 資産評価審 査委員会
2	H29. 7. 4	H29. 7. 13	2016年11月1日から2017年6月30日までの期間に東京都固定資産評価審査委員会事務局職員によって作成された職務に関する働きかけについての対応記録票の全部(知事部局の「職務に関する働きかけについての対応記録票」にあたるもの)				1										東京都固定資産評価審査委員会において当該公文書を作成しておらず、存在しないため。	東京都固定 京産評価審 査委員会

表の見方

- <決定区分>
- ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
- <(根拠規定)条例7条>
- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
- <公文書の件名>について
- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は○○と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。